

教育委員会6月定例会会議録

1. 日 時 令和5年6月27日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 鈴 木 敏 之
委 員 福 島 幸 子
委 員 高 橋 信 子
委 員 石 川 一 幸
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 中 島 健 一 郎
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 塚 本 耕 司
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 寺 崎 敏 彦 指 導 課 田 上 秀 之
図 書 館 武 藤 知 子 博 物 館 木 塚 久 仁 子
上 高 津 貝 塚 比 毛 君 男
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第12号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)
議案第13号 土浦市保幼小連携協議会委員(兼土浦市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員)の委嘱について (生涯学習課)
議案第14号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について (生涯学習課)
議案第15号 土浦市図書館協議会委員の任命について (図書館)
議案第16号 土浦市博物館協議会委員の委嘱について
(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
議案第17号 土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について (指導課)
議案第18号 土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱について (指導課)
 - (2) 協議事項
① 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について
(教育総務課) (非公開)
 - (3) 報告事項
① 令和5年第2回土浦市議会定例会一般質問について
(教育総務課・学務課・学校給食センター・文化振興課・指導課)
 - (4) その他
① 土浦市民生委員推薦会委員の推薦について (教育総務課)
② 土浦市青少年問題協議会委員の委嘱について (生涯学習課)
③ 令和5年度土浦市立小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について (指導課)

- ④ 本の通帳サービスの分館への拡充について (図書館)
⑤ 「夏休みファミリーミュージアム」の開催について (博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教育長 定例会の開会前に、教育委員の再任と就任について報告をさせていただきます。
6月市議会にて議会の同意があり、鈴木委員が再任され、また、石川委員が新たに教育委員に就任されました。
鈴木委員には引き続き、教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願ひします。
それでは、新たに教育委員に就任されました、石川 一幸委員に御挨拶をいただきたくと存じます。石川委員、お願ひします。

石川委員 _____石川教育委員 挨拶_____

教育長 ありがとうございます。
続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。自己紹介を部長からお願ひします。

_____教育委員会事務局 自己紹介_____

教育長 事務局の紹介をさせていただきました。よろしくお願ひします。
それでは令和5年6月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するというところで、進行をさせていただきます。
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が1件ございます。
協議事項(1) 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施についてですが、9月の市議会に提出する案件となり、議会前のため非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。それでは協議事項(1)は非公開といたします。
なお、本日は傍聴者がいませんので、次第のとおり進めさせていただきます。
それでは次第の2番、教育長報告事項について、教育総務課から説明をお願いします。
塚本課長。

教育総務課 _____5月23日以降の行事について報告_____

教育長 ただいまの件について、御質問などはございますか。
よろしいでしょうか。それでは、次第の3番、議案へ移ります。
議案第12号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について、学務課から説明をお願いします。
塚本課長。

学務課 学務課でございます。
サイドブックス資料②をお願いいたします。
議案第12号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について、でございます。

教育支援委員会の目的は、教育委員会の諮問に応じて、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の適正な就学支援などの教育支援及び必要な事項について、調査・審議することを任務として設置しております。

委員につきましては、教育支援委員会条例第3条の規定に基づき、今回、全員改選のうち、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの期間について、委員を委嘱するものでございます。

なお、お名前の前に※印がついている委員については、新任となり、それ以外の委員は再任でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

この件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第12号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

それでは、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第13号 土浦市保幼小連携協議会委員兼土浦市訪問型家庭教育支援事業協議会委員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課

資料③をお願いします。

土浦市保幼小連携協議会委員兼土浦市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について、でございます。

土浦市保幼小連携協議会につきましては、保育所・幼稚園・認定こども園の幼児期の教育及び保育の段階と、小学校の連携推進について協議いただいております。

土浦市訪問型家庭教育支援事業につきましては、今年度から新たに始まる事業で、家庭教育に係る各家庭の課題を早期発見し、問題の発生を予防することで、子どもの育ちを支えることを目的としています。支援の対象は家庭教育の重要な時期である、就学前の子を持つ家庭であることから、協議会の委員につきましては兼任をお願いするものです。

任期につきましては令和6年6月30日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に変更が生じたものでございます。表中の氏名の頭に※印のある2名の委員が変更になる委員です。

なお、任期につきましては前任者の残任期間について、委嘱をお願いするものです。説明は以上でございます。

教育長

ただいまの件について、御質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第13号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

それでは、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第14号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について、生涯学習

課から説明をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課

資料④をお願いします。

議案第 14 号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について、でございます。

土浦市公民館運営審議会委員につきましては、各地区公民館の事業について審議いただいております。任期につきましては令和 6 年 5 月 31 日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に変更が生じたものでございます。表中の氏名の頭に※印のある 3 名の委員が変更になる委員です。

なお、任期につきましては前任者の残任期間について委嘱をお願いするものです。説明は以上でございます。

教育長

この件につきまして、御質問等はいかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第 14 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

議案第 14 号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 15 号 土浦市図書館協議会委員の任命について、図書館から説明をお願いします。

武藤館長。

図書館

図書館でございます。

資料⑤-1 をお願いいたします。土浦市図書館協議会委員の委嘱について、御説明いたします。

はじめに、土浦市図書館協議会は図書館法第 14 条及び土浦市図書館条例第 7 条の規定に基づき、図書館長の諮問機関として設置しているものでございます。

このたび、図書館協議会委員、学校教育関係の委員の退職に伴い、新たに委員を委嘱するものです。

委嘱期間は、委嘱の日から令和 6 年 6 月 30 日までとなり、氏名の頭に※印のある方が新たに委嘱する委員でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの件について御質問、御意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第 15 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

議案第 15 号は原案のとおり決しました。

続いて、議案第 16 号 土浦市博物館協議会委員の委嘱について、博物館から説明をお願いします。

木塚副館長。

博物館

博物館です。定例会資料⑥をお願いします。

土浦市博物館協議会は、博物館と上高津貝塚ふるさと歴史の広場の一年間の活動や計画について御意見をいただく機関で、学校教育や社会教育などの学識経験者の方を委嘱しております。

博物館条例第 11 条の規定に基づき、令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで委嘱しておりますが、一部の委員に変更がありました。表の氏名の頭に※印のある 3 名の委員で、学校長会代表、土浦市小中学校 P T A 連絡協議会・子育てネットワーク委員会委員長、文教厚生委員長の変更に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 御意見、御質問等がございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第 16 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

議案第 16 号は原案のとおり決しました。

続いて、議案第 17 号 土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、指導課から説明をお願いします。

田上課長。

指導課 資料⑦をお願いします。

土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、でございます。

土浦市特別支援教育連携協議会設置要綱第 3 条の規定に基づき、土浦市特別支援教育連携協議会の委員を委嘱しておりますが、一部の委員に変更があるため、次のとおり委嘱するものでございます。

なお、委嘱期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までになります。

以上よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの件につきまして、御質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第 17 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 では、議案第 17 号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第 18 号 土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱について、指導課から説明をお願いします。

田上課長。

指導課 資料⑧をお願いします。

土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱について、でございます。

次のページをお願いします。

土浦市小中一貫教育基本方針第 3 条の規定に基づき、土浦市小中連携・一貫教育運営協議会の委員については、次のとおり委嘱するものでございます。なお、委嘱期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までになります。

以上よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの件につきまして、御質問等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第 18 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます、議案第 18 号は原案のとおり決しました。
議案は以上ですので、続いて次第の 4 番、協議事項へ移ります。
協議事項の 1 番 令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について、教育総務課から説明をお願いします。
塚本課長。

【協議事項①「令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について」を協議】（非公開）

教育長 ただいまの説明について、意見や質問等がございますか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 協議事項は以上となりますので、続いて次第の 5 番、報告事項に移ります。
報告事項の 1 番、令和 5 年第 2 回土浦市議会定例会一般質問について、まずは教育総務課から今回の質問や資料など全体的な内容について説明をお願いします。
塚本課長。

教育総務課 教育総務課でございます。
はじめに、資料⑩の 2 ページ及び 3 ページをお願いします。
こちらは答弁概要の一覧となっております。
今回は 8 名の議員から、学校給食センター・学務課・教育総務課・文化振興課・指導課に関連する質問がございました。
表の左、2 列目から質問のありました議員氏名、次に質問の種別、質問事項、続いて担当課、質問要旨・答弁書の掲載ページとなっております。
続きまして、4 ページ・5 ページをお願いします。短期間の意見募集で申し訳ございませんでしたが、一般質問に係る委員の皆さまからの意見一覧となっております。このあとの担当課からの答弁内容の説明時、併せて御報告等をさせていただきます。全体の概要については、以上でございます。

教育長 それでは福田議員からの質問について、学務課から説明をお願いします。
塚本課長。

学務課 学務課でございます。資料の 6 ページをお願いします。
福田議員から、学校給食費の完全無償化について御質問をいただきました。
まず左上の質問事項でございますが、(1) としまして、土浦では、財政調整基金 4 億 5,000 万円で学校給食費の完全無償化が実施できると考えられる。(2) としまして、地産地消に取り組むことで安全で新鮮な食材の要求に応えることができる、という内容の質問でございます。
次に、答弁の概要でございますが、(1) につきましても、給食費の無償化は臨時的なものではなく、将来にわたって実施していくべきものと考えており、この財源をど

う確保するののかということが大きな課題である。そして、財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するほか、突発的な災害等の不測の事態に備えるためのものであることを説明した上で、今後の国の動向も注視し、実施時期や方法、必要な財源確保について引き続き検討を進めていく旨、教育長から答弁をさせていただきました。

(2) につきましては、本市では児童生徒への食育の一環として、学校給食の中に地場産物を取り入れ、地産地消の取組を推進していること、また、土浦産の野菜を、年間を通して積極的に使用するために使用計画を策定していることなどの具体的な取組を紹介し、今後も安全安心な学校給食の提供に努め、「生きた教材」としての学校給食の役割を担っていく旨、教育長から答弁をいたしました。

また、答弁につきまして、高橋委員、福島委員から御意見をいただきましたが、答弁の内容のとおり対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。なお、答弁詳細につきましては、7ページから11ページに記載をしておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの件について、御質問等はございますか。

高橋委員。

高橋委員

私は、これは教育委員会が答弁するものなのだろうか、と思いました。家庭に対する支援という意味では、市全体として考えなければいけない問題なのではないかな、と個人的には感じています。

これからも多分、給食費の無償化という話は何度も出てくると思います。市全体としての財源や方向性が決まった上で、給食をこういう形で無償化しましょうとか、こういう家庭に対しても無償化しましょうとか、こういう段階でやっていきたいと思います。というような方針がきちんと出た上で、教育委員会に来るのかな、と私は思っていたんですけども、いきなり教育委員会に来たということで、少し疑問でした。

教育長

塚本課長。

学務課

御意見ありがとうございます。

根本的には委員のおっしゃるとおり、市全体の子育て支援の一環の中という枠組みが正しいと思いますが、近隣自治体、全国的な流れの中で、やはり学校給食の根底には、困窮とかそういうことがあるかと思うのですが、その救済ということで、まず学校給食がクローズアップされて進んでいるというのが現状かと考えています。

ただ、先ほど説明いたしましたように、恒久的な財源の問題などいろいろありますので、それにつきましては、市長部局とよく調整をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

高橋委員

ありがとうございました。

教育長

私からも少し補足をさせていただきます。

まさに高橋委員のおっしゃるとおり、私自身としての考え方といたしましては御案内のとおり、各自治体、これは茨城県に限らず、最初は人口減少の歯止めをかけるという意味だったのでしょうか。特に、小さい市町村が子育て支援や人口減少に歯止めをかけるため、そういった大きな目的にて行っておりました。

ところが、様々な子育て支援の中で給食費の無償化を一番先にやったところに非常に

スポットが当たったのでしょうか、どんどん自治体間の競争のようになっていきました。給食費の無償化について、東京都の23区でも最初はあまり議論されなかったのですが、大きなところ、文京区や品川区でも行わざるを得ないという状況になり、本県でも水戸市や日立市などの大きな市でも行っています。

人口減少に歯止めをかけるというよりも、むしろ子育て支援ということで、昨今の物価高騰も理由に挙がっているようですが、高橋委員からお話があったように、子育て支援・少子化対策全般の行政としての大きな役割の中で給食費の無償化を行うのか、あるいは無料保育、相模原市で行っているような日曜や祝日に300円でお子さんを預かってもらえるような取組、こういったことも十二分に効果があるのではないかなど。民間の保育所に預けてそこに補助金を入れるような、そういう新しい切り口の子育て支援もあると思います。

いわば、並列的な支援の中での給食費の無償化となりますが、課長が申し上げたとおり、この給食費の無償化につきましても大きな財源が必要だということです。

そして、それよりも子育て支援、あるいは人口減少対策ということで、全体的に市長部局とも相談をし、他の政策とコラボするであるとか様々な観点から検討を進めないといけない。単なる物価高騰、あるいは食育は大切だからということでは、大きなお金を毎年注入することは優先度としても様々な議論が必要なのかな、と考えておりますので、あまり拙速にならず関係部局とよく相談をしながら今後進めていきたいと考えております。

高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

学務課 ちなみに実際に無償化をすると、どのくらいの費用がかかるのでしょうか。

学務課 あくまでも試算ではございますが、年間で4億5,000万円程度は必要になってくるものとなります。

高橋委員 わかりました。

教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

学務課 続きまして、奥谷議員からの質問について、学務課から説明をお願いします。塚本課長。

学務課 学務課でございます。続きまして、12頁をお願いいたします。

奥谷議員からの質問でございます。通告書の質問事項の欄を御覧ください。

3 小学校の通学路について、(1)教育委員会が危険と認知している通学路の有無及びその箇所数について、(2)現在の通学路を変更する際の具体的な手続きについて、という質問です。

質問の要旨は、令和3年に下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、多くの児童が死傷した事故を受け、全国で通学路の安全点検及びその対策が行われましたが、その際、本市で見つかった危険箇所は何か所あるか、教育委員会が危険と認知している通学路及び箇所数は、という内容、また、通学路が危険な場合に通学路を変更する具体的な手続きは必要となるのかという内容の要旨でございます。

答弁としましては、本市では土浦市通学路安全プログラムに基づき行っている合同点検において、合計198箇所の点検を実施しております。このうち、令和3年の事故を受けて実施した点検箇所は60箇所となりますが、60箇所のうち、53箇所はスクール

ゾーン等の路面標示や交通取締りの強化等の安全対策を実施しております。対策が済んでいない箇所については、引き続き、関係機関等との調整・検討を進めてまいります。

次に、通学路を変更する場合の手続きについては、交通安全や防犯の視点、登校班の編成なども踏まえて、学校及び保護者等で協議し、最終的に学校で決定していることから、まずは保護者等の代表の方にご相談いただくこととなります。

また、市教育委員会では、学校において通学路の危険箇所に関する助言や情報共有を行うとともに、引き続き通学路の安全確保について継続的に対応する旨を答弁いたしました。

答弁に当たり、高橋委員から「通学路の安全については、事故が起きないように、地元住民や保護者の意見を取り入れて早めに検討すべき」との御意見や、また、福島委員から「通学路は学校長が決定、登校班の編成は保護者等が行うものである。また、通学路の変更に際しては、状況を良く調査して熟考されたい」との御意見をいただきました。

これらの御意見につきましては、子供たちの安全を最優先とし、すぐに対応可能な安全対策につきましては、速やかな対応を行ってまいります。

また、地域や保護者等の皆様の御意見なども伺い、今後も関係機関との連携を図りながら通学路の安全確保について、十分に考慮・検討してまいります。

なお、答弁の詳細につきましては、14 ページから 21 ページとなりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの件につきまして、御質問や御意見等はございますか。

石川委員、どうぞ。

石川委員

先日、僕も下高津小学校の危険箇所の点検に立ち会いまして、警察の方も来てくださったのですが、何も変わっていないような気がしました。こういった危険な箇所については、対策なども含め、どこかに掲載されているのでしょうか。校長先生も変わってしまい、どのような動きになっているのかわからなくなっているのですが、点検した箇所については、一括で管理をされているのですか。

教育長

塚本課長。

学務課

通学路の安全確認につきましては委員のおっしゃるとおり、関係機関の方々、警察とか県の土木事務所、学校長、PTAの皆様、地域の方ということで、いろいろな方のご協力を得ながら点検を行っております。

点検した場所につきましては私どもにてリストアップしておりまして、実施状況ということで、ホームページ等で管理してございます。

ただ、すぐに対応できるようなところはやっておりますが、場所によりましては例えば地権者との交渉があるものとか、どうしても所管課の方で対応が難しいもの、予算が組まれていないようなものにつきましては、継続案件ということで、毎年度その進捗状況を確認しながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

石川委員

わかりました。僕が小さかった頃は車が通らない別のルートを通っていたのですが、今は、子供たちは岩井線という貝塚の前の道を通っています。あそこは朝の通勤車両

も多いし、すごく危ないなと思いつつも、子供になんで裏の道を通らないのか聞いた
たら、「こっちを通るって決まっているから」とのことでした。

校長先生に相談したら通学路はどこが決めるのかな、という話がありましたので、通
学路は誰が決めるのか、明確に伝えてあげたほうがいいのではないか、と思いました。
地域の人たちが、その道路を通らずにこの道を通りたいと言ったら、それを認めてあ
げてほしいというような気もしますし、またその決断がどうなっているのかとか、あ
やふやな感じがしましたので。

学務課

通学路の実際のルートですが、これにつきましては当然お子さんのいる地元の方とか
と、安全な通行をするということで、まず地元のほうでどのルートを通るか、それ
には交通量が多いから危ないですとか、歩道がないから危ないですとか、交差点がある
から危険だとか、いろんな要素がありまして、その辺を踏まえて地元のほうで、まず
は登校班を含め編成をさせていただきます。

そのあと学校と協議をしていただいて、学校が承認という形になりますが、その点は
委員がおっしゃるように道路によっては以前と交通量が変わっていきますので、以前
と違う通学路が安全だということで設定されているという流れがございますが、教育
委員会としましても、その辺は学校の方とも協議を進めてまいりたいと思います。

教育部長

教育長、よろしいでしょうか。

教育長

望月部長。

教育部長

通学路のルートにつきましては課長から話がありましたけれども、最終的には学校長、
学校が責任をもって決定するということになっており、それに基づいて今の通学路は
あるわけですがけれども、最も安全が確保されるルート、危険が少ないルートというこ
とにならないとおかしいことになります。ですので、年が変わる中でも通学路の状況
は変わっていきますので、その変化にちゃんと応じた形になっているかどうか委員か
らお話があったところを含め、学校と地域のほうで相談ということになり、それを責
任持って学校が承認、決定するような形になりますので、疑問なところがあれば具体
的にお聞きして確認をしていきたいと思っております。

なお、先ほど委員から警察を交えて点検したというようなことがございましたけど、
ホームページにて検討内容が明らかにされておりますので、そちらにて進捗状況等も
確認していただければと思います。よろしく申し上げます。

石川委員

ありがとうございます。

教育長

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

先日、通学路でのお子さんの交通事故についての話がラジオであって、事故が多いの
は小学校1年生か2年生ぐらいとのことでした。

その理由の一つとしては、大人と比べて子供は視野が狭いということで、視野が狭い
ために車が来ているけれどもわからなくて飛び出してしまうということで、私はなる
ほどと思いました。

ですから、交通安全に関する講演というわけではないですが、そういうお子さ
んの特徴をとらえた交通安全教室などをしていただけたらなと、思いました。

教育長

鈴木先生の御意見に対して何かございますか。

うちのほうでも通学路の協議会がありますので、警察とか外部の関係者の方のお話を

聞く機会を設けるであるとか、内部だけの会議ではなくてそういうことも検討していくことは必要なのかもしれませんが。

望月部長、どうぞ。

教育部長

時期としてもこの5月、6月が非常に事故が多いものとなります。

学校もその辺は理解をしております、それに合わせて学校の中でも子供たちへの指導を徹底しているかと思えます。

また、中学生になると自転車の乗り方について、警察の方を始め教習所の方など外部の方々々と連動するなど、学校独自にいろいろ工夫をしながら様々な方法で指導に当たっております。

そういったことについては教育長からお話がありました協議会なども活用し、指導の方法など検討したいと思えます。

鈴木委員

よろしくをお願いします。

教育長

そのほかございますか。

続きまして、平石議員からの質問について教育総務課から説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課

教育総務課でございます。22ページをお願いします。

平石議員からの御質問の大きな2番、上大津地区統合小学校について、(1)の配置ゾーニングについて1回目の御質問があり、一問一答方式で(2)の児童の安全対策、(3)校舎について、最後に(4)の体育館についての内容の御質問をいただきました。

上大津地区につきましては児童減少を起因としまして、これまで上大津西小学校が菅谷小学校に暫定統合しておりますが、令和10年4月、菅谷小学校と上大津東小学校の統合小学校開校に向け、現在事業を進めております。

昨年度建設候補地の見直しを行い、現在の上大津東小学校の北側を拡張することに決定し、本年3月に統合小学校の建設に向けた上大津地区統合小学校整備基本計画を策定いたしております。

今回の質問にございます基本計画内のゾーニング例を抜粋した資料を、資料⑩-2として掲載しておりますので、お手数でも⑩-2をお開きください。

この統合小学校基本計画において、校舎や体育館、駐車場等のゾーニング・配置例の3案を示しており、各ゾーニング例の特徴を教育環境からコストの9項目について、その特徴を記載しております。また、計画では既存体育館については原則、長寿命化改良工事を実施することとしております。

議員御質問の背景でございますが、地元要望としては既存体育館を活用することでゾーニングが制限されるため、児童の通学路の安全性、通学バスルート、近隣にある総合病院を踏まえた地域防災拠点を考慮した配置計画をすべきとのことから、体育館新築の要望が強いことが背景としてございます。

今一度、資料⑩の22ページにお戻り願います。

質問の要旨でございますが、基本計画において、学校・体育館・駐車場等の配置ゾーニングが3つ例示されているが、メリット・デメリットなどの評価がされることで、設計上、自由度が制限されるのではないかと。

通学の安全性も考慮したうえで、配置を検討するべきではないか。

スクールバスのルートは歩行者の通学路も考慮して検討すべきであり、配置にも影響するのではないか。

校舎の向きは、南向きという固定概念で計画するべきではないと考えるがいかがか。最後に、既存体育館は小さいので、防災拠点として機能充実も考慮して規模を拡大して新築するべきではないかというものでございます。

次に、答弁の概要でございますが、答弁については、教育長が答弁をいたしました。基本計画の中で、現在の上大津東小学校を運営しながらの施設整備となるため、子どもたちの学習活動への影響に配慮し、既存校舎の北側に新校舎を配置する計画としていること。配置例については、言葉だけではイメージしにくいとの地元の要望により示したもので、教室環境や児童動線などの各評価項目について、その特徴を客観的に示したものであること。高橋委員からは、ゾーニングは重要との御意見がございましたが、配置計画については令和5年度から実施する、(仮称)上大津統合小学校開校準備協議会において、バスルートも含めた通学路等の検討を進め、令和6年度、来年度から始まる基本設計の中で、教職員や保護者等の意見を聴取しながら、安全に配慮した配置計画をしていくこと。その際、学校周辺の道路事情や交通状況を十分考慮し、安全な通学路が確保出来るよう進めていくこと。体育館の整備については、単に費用の抑制だけでなく、教育効果や利便性、安全性、防災拠点も兼ね備えた機能の必要性等、総合的に考慮して決定していく考えの旨、答弁をいたしました。

なお、答弁の詳細については、24ページから27ページとなっておりますので、後ほど御確認願います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、質問などございますか。

それでは私からも少し補足を。課長が今お答えしたとおり、3月に定めた基本計画にて候補地の決定をしており、ゾーニング、配置の例示を地元の方のご要望も踏まえた上で例示として出させていただきました。

これから令和6年、7年の2か年で設計業者と設計をし、令和8年、9年の2か年で工事をして令和10年に開校という予定で進めております。

P T A、教職員、あるいは区長さんを初めとして、これから校名を始め通学路など様々な検討を進めていく中で、配置のことについても方向が決まっていくのかなと思っていきます。防災拠点としての機能やそのほかの地域事情などをいろいろ勘案しながら、柔軟に対応していく考えだということでお答えしましたので、今後も協議が進んでいく中で随時報告をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

続きまして、田中議員からの質問について文化振興課から説明をお願いします。

中澤課長。

文化振興課

文化振興課でございます。資料の28ページをお願いいたします。

田中義法議員から、土浦市の文化の伝承及び土浦の郷土芸能についての質問がありました。

質問の要旨、答弁の方向性は記載のとおりで、教育部長が答弁を行いました。

答弁の内容は、30 ページから 37 ページです。

答弁の概要は、文化協会 50 周年記念事業「桜の記憶」の成果を紹介し、今後については 10 年後の 60 周年事業に向けて、土浦市文化協会と連携していく。また、文化団体の組織として土浦市文化協会などがあり、その主な活動である土浦市文化祭について紹介し、支援内容としては文化協会運営費補助金と文化活動の場について触れ、今後も支援を行う旨の答弁を行いました。

大きな 2 番、土浦の郷土芸能については郷土芸能として市内の主な祭りや、関連文化団体として「土浦祭囃子会」の活動を紹介し、郷土芸能を観光資源と捉え、様々な部署とも連携して、地域活性化のために積極的に活用していく旨の答弁を行いました。説明は、以上でございます。

教育長 この件につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。
鈴木委員。

鈴木委員 土浦の歴史について、たまたま『「軍都」を生きる』という本を読みまして、こちらに土浦と阿見の戦前戦後の歴史が非常に詳しく書かれていまして、予科練が土浦の発展に密接な関係があることが書かれており、資料についてとても調べてあり、良い本だなと思いました。土浦出身の方ではないのですが土浦市の文化の伝承という意味では PR していただいて、市民の方にもぜひ読んでいただきたいと思っています。

教育長 中澤課長。

文化振興課 土浦の歴史という部分については、様々な視点があると思います。
軍都ということにつきましては前回博物館でも展覧会を行ったりとか、議会で御質問があった部分についてちょっと御説明させていただいたりしたと思います。土浦という町は軍都というか、予科練の玄関口ということで戦中はよく知られていたこともありますので、教育的な意味でいろいろと広げていきたいと思っています。

教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、矢口議員からの質問について指導課から説明をお願いします。
田上課長。

指導課 矢口議員から先に行われた土浦市議会議員選挙における（3）としまして、投票率向上には主権者教育が重要だと考えるが見識について伺いたい、という質問をいただきました。

質問の要旨背景につきましては記載のとおりとなっており、教育長が答弁をしました。答弁の方向性でございますけれども、こちらにお示しをさせていただきました。
主権者教育については教育基本法の規定に基づき、これからの社会を担う子供たちに、主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質能力の育成に向けて、政治的教養に関する教育の充実を含めた取組を推進することが求められていること、近年の社会変化に伴い、学校におきまして「主権者として求められる力を育成する教育」、いわゆる「主権者教育」を推進していくためには、現行の学習指導要領の下、小学校・中学校の段階から子供たちに主権者として必要な資質・能力を身に付けていくことが、これまで以上に重要となっていることに触れたいとさせていただきました。

次に、主権者教育の目指すところは、小・中学校の児童生徒の発達段階に応じ、「個別最適な学び」、「主体的で深い学び」という新たな学習スタイルを用いて、主権者

としての意識の涵養に繋がる取組を講じながら、主権者教育の充実に向けた取組、具体的な取組として、市内中学校で取り組んだ社会科の授業実践の紹介、市議会議員をゲストティーチャーとして招くなど、「本物に学ぶ」機会を設ける提案等を説明させていただきました。

また、主権者教育は学校のみならず、家庭・地域が連携して社会全体で推進していくことが大切だとされていることや、今後とも子供たちへの政治や選挙の関心を高めるとともに、主権者教育のさらなる充実を推進することで将来的な投票率の向上に繋がられるように努めていくということをもとめました。

こちらの件につきまして高橋委員さんから、模擬選挙を取り入れる自治体がありますという御意見をいただきました。

この模擬選挙につきましては現在土浦市の中学3年生が使用している公民の教科書に模擬選挙のページが発展学習として取り上げられておりまして、中学校によっては実際に生徒に活動させた例もございました。

福島委員さんからは、小学校の段階から発達段階に応じて社会科でも特別活動でも、こういった主権者教育を学んでいる、というような御意見をいただきました。

委員のおっしゃるとおり、学校行事や児童会、生徒会活動において、子供たちは子供たち自身の主体的な自主的な取組を活発に行っている。また、コロナ禍で若干できなかった部分もあるのですが、これからまた活発化してくるかと思うのですけれども、そういった部分の取組が主権者教育にも繋がっていくのではないかとこのところでございます。

答弁につきましては次の39ページから記載させていただいており、後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見等ございますか。

石川委員。

石川委員

選挙の投票率がとても低いことが気になります。主権者教育ということでなかなか成果が出にくいところなのかもしれませんが、どのくらい長く指導されているのでしょうか。

教育長

田上課長。

指導課

主権者教育につきましては現在の学習指導要領でも取り上げられているところではございますけれども、それ以前からも政治や経済について小学生の段階からしっかりと学んでいこうとする取組がなされておりました。

特に小学校では国会議事堂の見学などを通して、日本の政治の仕組みであるとか、経済用語になってしまうのですけれども、物の値段の仕組みであるとか、あとは議会制民主主義の基本的な内容について、子供たちが一生懸命学んでいたところがございます。

そして、中学校に上がってまいりまして、さらに経済的な理論、また、自分たちの意見が議員の方々によって議会で取り上げられて、自分たちの生活がより良くなっていくという、議会制民主主義の仕組みについて、また詳しく学習します。

その中では、代議員の方々には自分たちの思いを託すというものと同時に、自分たちが

主権者として、どういうふうにしていったら世の中がより良くなっていくのか、自分たちが議員だったらどうするかというような議論を重ねるような、そういった学習も中学校の3年生の段階では、現在活発に行っているところです。

しかし、投票率の問題と子供たちの学習を相関させるのはなかなか難しいところがあって、結局のところ18歳から投票をすることができるようになっておりますけれども、子供たちの中にリアルな感覚として世の中をこう変えていきたいという熱い思いをお持ちのお子さんと、今の生活に十分満足して、十分なものを与えられていて特に不満はないよというお子さんが、やはり子供たちの中にいると思うのですけれども、不満があればそれを意見として反映させたいというような意思表示をしたいという、そういう子供たちが出てくると思います。

なかなか子供たちの中に欲がないといいますか、もっと上を目指していろいろなことを良くしていこうっていう意識を我々が教育で高めていくことで、投票率を少しでも上げられるような取組になっていければ良いのかなというように考えているところです。

なかなかそれがきちっと結び、いつも投票率が上がっている、またお父さんやお母さんにも選挙行こうよっていうふうに言えるような子供たちに、まだ育てきれてないというのは、もしかすると現状なのかもしれません。その部分については、子供たち自身の中に主権者教育っていうものの大切さを、やはり学校教育の中でできる範囲で、少しずつ積み上げていきたいとは思いますが、まともらずに申し訳ございません。

石川委員

お父さん、お母さんたちの中にも「選挙に行かなくていいよ。」と言っている方も多いような気がしまして、それが子どもたちにも伝わっていくと思いますが、「そうじゃないよ。」と親の意見を子供が覆すような教育をしないといけないような気もしますが、なかなか難しいですね。ありがとうございました。

教育長

そのほか、いかがですか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

私が高校の頃は社会科というと、日本史や世界史、地理といった受験科目の記憶がありますが、政治経済の授業はほとんど受けた記憶がないので、学年が上がってからの教育にも結構問題があるのではないかと思います。

教育長

私からよろしいですか。

質問の趣旨が、今回の市議会選挙の投票率が非常に低く、危機的な状況であるということからスタートしており、リサーチの結果では若年層の投票率が非常に低いということが出てきています。また、「誰に投票していいかわからない、だから行かない。」という声が結構多いという結果も目にしました。

つまり、候補者の政策に対して自分だったらこう思う、という賛否の意見を持ち合わせるようなトレーニング、そういう教育がなされてなかったのかなと思います。

逆に言えば、即効性を出すのであれば政策に対する自分の意見をもつといった教育、生涯教育もそうですけれども、まず学校教育にて子供たちに早期から今までにはない政治的教養と言いますけれども、そういう意見交換がしっかりとできるような教育が求められているのかなと思います。

子供の発信力というものは偉大でして、例えば学校からご家庭に戻って、「石川候補者の意見はこう思うよ。」というような意見をしたら、「ああそうなのか、じゃあ選

挙に行ってみよう。」など、そういった影響が出てくるようなことについて、ちょっと期待をするという部分もあります。

いずれにしても少し時間はかかるかもしれませんが、今後そういった教育を今までよりもさらに進めていくことが投票率の向上にもつながっていくのかと思います。

ただ投票に行きなさいと言って、誰に投票していいのかわからないというようになってしまうのではなく、自分なりの政策論を持てるようなそういう人材育成をやった上での投票率向上が望ましいのかなと思っておりますので、引き続き学校教育の中でいろいろな仕掛けをしながら進めていきたいなと思いました。

長くなってしまい、申し訳ありません。

それでは続いて、吉田議員からの質問について、指導課から説明をお願いします。

田上課長。

指導課

指導課でございます。

48 ページをお願いいたします。

吉田直樹委員から、部活動の地域移行についての御質問をいただきました。

1つ目が、本市における活動の現状。2つ目が、今後の部活動地域移行に向けての本市の取組について。3つ目が、部活動の地域移行に関する周知や広報について、ございました。

質問の要旨、背景につきましては記載のとおりとなっておりますので、御覧いただければと思います。

こちらも教育長答弁で、答弁の方向性でございます。

まず一つ目の部活動の現状について、中学校部活動は部員の減少傾向に歯止めがかからず、学校単位による部活動運営の存続が厳しい状況にあることを踏まえ、国主導の「休日の部活動の地域移行」が推進されており、地域の実態に合わせた改革が求められていることを押さえる。その上で、市内中学校部活動の現状を明らかにした上で、今年度より持続可能な部活動地域移行として、部活動改革を推進する方策を整えているという点について説明させていただきました。

続きまして、二つ目の御質問、今後の部活動地域移行に向けての本市の取組についての答弁でございます。

本市では、地域移行を伴う部活動改革としてこれまで部活動が培ってきた教育的意義や効果など、部活動の良さを継承することを重視した改革を段階的にスタートさせることを説明いたしました。また、今年度、本市が国の委託事業である「部活動の地域移行等に向けた実証事業」を受託し、受益者負担に考慮した実証を行っていく方針について触れさせていただきました。その上で、土浦市の移行方式として、「拠点校化」し、団体として設立する事務局による運営について紹介をさせていただきました。

三つ目の御質問である部活動の地域移行に関する周知広報でございますけれども、生徒及び保護者の皆様への部活動地域移行に関する周知状況については、昨年度10月より、部活動の実態調査と併せ、小学校5年生以上の児童生徒、その保護者に周知を図ってきており、5月のアンケート調査による周知状況について紹介いたしました。次に、学校及び教職員への周知としましては昨年度より各中学校の学校長と検討を重ね、国、県の動向等を踏まえながら、本市での地域移行に伴う部活動改革の取組の方

向性について、一定の理解と協力を得ている点をお示しいたしました。

最後に、地域住民への周知について先月4月中旬に配布されました、広報つちうらの紙面を紹介しながら、今後の取組の進展により様々な場面を通して、随時、地域の皆様に発信をしていくことで本市の地域クラブ活動への協力や支援を得られるよう、努めていくことをお示しいたしました。

この部活動地域移行につきましては、高橋委員から、拠点校化の方向性を具体的に説明するとよいでしょうという御意見をいただきましたが、こちらは答弁の中で詳しく説明をさせていただきました。

実際の答弁につきましては50ページから載せさせていただきましたので、後ほど御覧ください。

教育長

ただいまの説明について、御意見や御質問はございますか。よろしいですか。

それでは平岡議員からの質問について、指導課から説明をお願いします。

田上課長。

指導課

教職員の多忙化について質問をいただきました。

大きく4つございます。

1点目、教員教職員の多忙化についてどのように考えているのか。2点目、多忙化についてどのような対策をとるのか。3点目、多忙化に悩んでいる教職員が子供と向き合う時間の確保についてどのようにするのか。4点目、教師の精神疾患が増加しているが、その対応はどのようになっているか、でございました。

質問の要旨・背景につきましては記載のとおりでございます。こちらも教育長答弁でございました。

答弁の方向性でございます。

まず一つ目の教職員の多忙化についてどのように考えているかにつきましては、国の実態調査によると、依然として長時間勤務が続いている実態が明らかになった。このことから教員の常態化する長時間勤務は児童生徒に向き合う時間の確保はもとより、健康被害の防止、ワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から早急な改善が必要であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における長時間勤務の是正、いわゆる働き方改革の推進は最重要課題であると認識している、と答弁をさせていただきました。

続きまして2点目、多忙化にどのような対策をとっているのかについては本市の学校における働き方改革プランの方向性を示し、その中で留守番電話の導入などの取組により、本市の教職員の超過在校時間は国や県の数値よりも良い結果となっている。市教育委員会としては限られた時間の中でどのような教育活動を優先するか見極めて、適切な業務量を設定するなど学校管理職とも連携を図りながら責任を果たしていきたい、ということをお示しいたしました。

3点目、子供と向き合う時間の確保についてですが、これまでの教職員の働き方改革による取組を通して、子供と向き合う時間は増加傾向にあると報告を受けております。教職員の責務は主役である子供たちの資質や能力を高めることにあり、誠実にかつ愛情を持って向き合っていかなければならず、本市における取組例を挙げながら教職員が担うべき業務に専念でき、心のゆとりをもって子供と向き合える時間を確保できる

ような支援策として積極的に行っていることを説明させていただきました。

続いて4点目、教師の精神疾患が増加している点についての対応についてですが、国が公表した精神疾患による教職員の休職者数が、国、県ともに深刻な数値であることをまずお示しいたしました。その要因として様々な事由が考えられますが、その一つには業務の多忙化もあると考えられ、市教育委員会としては各学校において、メンタルヘルス研修の位置付けや管理職によるラインケア意識の高揚、全職員対象のストレスチェックの実施、産業医による面談指導等を紹介させていただきました。これらの取組以外にも初任者を対象とした研修会の実施、職員間の同僚性を醸成する研修会を実施するなど、今後も教職員の多忙化を要因とする疾患等の減少の助けとなる取組を推進していきたいことを説明させていただきました。

こちらの平岡議員の教職員の多忙化につきましては、高橋委員から、「長時間勤務の実態、何に多く時間を取られているのかということについての、市としての改善の取組の実態と効果を具体的に説明できればいいと思います。」という意見をいただきました。

このことにつきましては教職員に具体的にアンケート調査をしたところ、1日に2時間を超える残業を行っていた小学校の先生方の理由の一番は、学校行事、または校務分掌に係る業務を行っていて、2時間以上の残業になってしまったという御意見が一番多くございました。次に、2時間以上の残業を超えた理由は、授業準備に時間がかかっているということでもございました。

福島委員からは、「人的支援が以前に比べてかなり手厚くなってきている気がしております。しかし、学級担任が一人でも休み始めると、途端に、学校現場は厳しい状況に陥ってしまうのが現実だと考えておりますが、人材のプール等の取組はできないものでしょうか。」という御意見をいただきました。

福島委員のおっしゃるとおり、教員が日常的に業務を行う上での支援人材の派遣については、かなり手厚く進めさせていただいているところでございますが、肝心な担任を行っている教職員がお休みに入ってしまうと、その教職員を穴埋めする教職員を学校の中であてがわなければならないというのが現状です。

実際問題としては全国的に教職員が不足しているという問題もございまして、土浦市の場合も例外ではなく、講師の先生を見つけるのに大変苦慮している現状がございません。できれば教育委員の皆様方からも、お知り合いの方などいらっしゃいましたら、ありがたいなと思っております。

答弁につきましては次のページからとなりますので、後程時間がある時にお読みいただければと思います。

以上でございます。

教育長

ただいまの件につきまして、御質問などございますか。

高橋委員。

高橋委員

先生方が忙しいということは毎日のように新聞に載るぐらい、国全体の課題だと思いますし、なぜそうってしまったのだろうと思います。

私の子供の頃、先生方はそんなに忙しいようではなかったと思います。例えば、編み物が趣味の先生がいて、先生が編み物をされているときに生徒が取り囲んでお話をす

るなど、結構ゆとりがあったように思います。

しかし、今は忙しくなっていて先ほどあったような通学路の問題や交通安全、授業や不登校の子への対応などがあるとすぐに、実態調査や、国や県、市への報告などが求められ、本来子供たちに向き合う時間がそのような業務に取られてしまい、教育の質が落ちてしまう。忙しくなれば当然、授業に活気が無くなるというか先生の元気が無くなってしまうという悪循環になっていると思います。

これについては全ての行財政改革に通じているところがあると思っていて、先日、新聞でも市長や教育長のリーダーシップしかありません、と書いてありました。

また、学校の中は同調性がとても高いということが書いてありました。例えば教頭先生や教務主任の先生がいらっしゃる中で自分は先に帰れないとか、45時間という時間についても、逆に45時間以内であれば残業してもいい時間だ、ということにもなっているのではないかと思います。

もう一つ、精神疾患で休んでいる市の職員さんと学校の先生の割合や、残業の割合というのはどうなのだろうとも思っています。例えば、市の職員さんはこんなに多いし、月に45時間も残業しているといっても、先生は残業代も出ないじゃないですか。給特法とかそういうことがあって、出ないとかってありますよね。一つはやっぱり教育委員会の皆様方が早く帰る。教育委員会の方が残っていると帰れない、という校長先生や教頭先生もいらっしゃるのかな、と思ひまして。早く帰って学校への提出依頼を極力減らすとか、オンライン入力で終わる形式にするとか抜本的に変えていただくことも必要だと思います。

いずれにしても、先生が疲れているのは本当に問題だと思います。もっと自由な時間を作っていただいて、例えば、本を読むとか余暇を実際に楽しむとか、そういうことも実際の教育に私は生きてくると思います。

忙しくて長時間労働をすれば、質が上がるわけではないですよ。当然、質も落ちていくと思います。だからもっと、それこそ睡眠をしっかり取って、家族の方とのプライベートな時間もしっかり取っていただいて、充実した生活をした中で子供に向き合っていく。そういうことが子供たちにも伝わって、僕も将来大きくなったらこういう先生になりたいとか、こういう教育者になりたいというようになると思います。どうすればよいのかわからないこともありますが、業務を減らすなど業務改革をしなければならぬと思います。以上です。

教育長

ありがとうございました。

肝に銘じて、私を中心に参事と指導課長ともよく意見交換をしながら、結果を出すようにリーダーシップを発揮していきたいと思ひます。

最後に、吉田千鶴子議員からの質問について、指導課から説明をお願いします。

田上課長。

指導課

指導課でございます。

69ページをお願いいたします。

吉田 千鶴子議員から、不登校対策についての御質問をいただきました。

「COCOLOプラン～誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策～」を受けての不登校支援の推進について、でございます。

4点ほどございます。1点目、不登校児童生徒の人数、2点目、「保護者の会」を設置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣して、不登校の子供の保護者を支援することについて。3点目、「校内フリースクール」での現在の取組状況と今後の取組について。4点目、不登校児童生徒の自宅等で学びの選択ができるようオンデマンドの配信について、以上4点でございます。質問の要旨や背景については記載のとおりでございます。こちらも教育長答弁でございました。

答弁の方向性でございます。まず1点目、土浦市立学校の令和4年度不登校児童生徒数と出現率、不登校児童生徒のうち、適応指導教室ポプラひろばや民間のフリースクールなどを利用し支援を受けている児童生徒数、自宅で学校による支援を受けている児童生徒数を校種別にお示ししました。

2つ目、「保護者の会」を設置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、保護者を支援することについては、現在の不登校児童生徒の保護者に対する支援状況について、教員による保護者面談や家庭訪問、カウンセリング、相談対応等を実施していることを御紹介いたしました。また、適応指導教室において、平成28年度まで、「茶話会」という保護者会がございましたが、個別の事情等に鑑み、個別面談による保護者支援に内容を変更し、茶話会自体は解散をしたことについて触れさせていただきました。

今後について、県の事業などで活用している不登校児童支援に不登校児童生徒の保護者に向けた講話や懇談会を実施するなどの支援策を検討していきたいことを御説明いたしました。

続いて3点目、本市の校内フリースクールの取組状況について市内各中学校において空き教室等を活用した設置を段階的に進めていること、本年度よりスタートしました「校内フリースクール等支援事業」による取組のスケジュール感や内容を説明し、生徒の個別のニーズに応じた学習支援や心のケアを行い、不登校生徒の居場所づくりを進めていることを紹介しました。

最後に4点目でございます。オンデマンド配信について、でございますが、現在不登校児童生徒の学びの選択のために活用を勧めているオンデマンド配信として、「茨城オンラインスタディ」やAIドリルを紹介いたしました。学習内容の定着度を確認し、学びの充実を図っていること、今後も誰一人取り残さない学びの保障の実現に向けた取組を推進していきたいことを説明いたしました。

こちらの答弁につきましては、71ページ以降に掲載しておりますので、後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問はございますか。

福島委員。

福島委員

不登校は本当に由々しき事だな、と思っています。

ただ、私が20年ぐらい前に海外派遣で海外の学校に行ったとき、校門を出てからは先生たちは仕事をしない、校門に入ってからが先生たちの仕事だということを話されていて、不登校の子供さんはいないのですか、という質問をしたら、教職員はほとんどかわらない、学校に行かせない親の問題なので実際には警察が動くような

ります、というような説明をいただきました。

それを日本でも同じようにすることは無理だとわかっています。しかし、日本の場合には何から何まで先生におんぶに抱っこではないですけれども、不登校の原因は本当に様々なのにもかかわらず、その一つ一つに先生方が対応し、働く時間が本当にそこに割かれてしまうということは事実だと私は思っています。

オンラインでの授業についても、今日は不登校のお子さんにオンライン授業を見せるが、こちらには子供がいるという、そんな大変なことを今の先生たちはやっているのかなとも思っています。

不登校対策に関しては学校だけのことではないと思いますので、ぜひ地域だとか、家庭だとか、みんなで作っていくんだという意識を広げられるようなことができたらいいなと思います。意見です。

指導課
教育長
鈴木委員

ありがとうございます。

鈴木委員。

不登校の原因について、小学校高学年とか中学生、特に女の子のお子さんに多いのですけれども、起立性低血圧症も一つあると思います。朝起きると体調がすごく悪くて、だんだんお昼ぐらいには元気になってくるお子さんがいます。ただ、朝は気分が悪いために学校行けなくて、それがきっかけで不登校になってしまうお子さんが何人かいらっしゃいます。低血圧なので、血圧を上げるお薬を使うと結構体調が良くなって学校に行くことができる方がいるので、単に不登校というだけで病院にもかからないでずっと不登校のまま何もされない方もいるので、1回は病院とかに通っていただいて、そういう原因がないかどうかチェックしていただくといいのかな、と思います。

指導課
教育長
石川委員

ありがとうございます。

石川委員。

この流れで、うちの社会福祉法人でフリースクールをこの4月から始めていまして、何名か利用していただいています。

今、私も勉強中なのですけれども何か皆さんに共有できることがあれば共有をさせていただきたいと思います。

教育長

よろしくをお願いします。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員

鈴木先生がおっしゃいましたけれど、私もまさにそうでした。不登校ではないですけど、朝起きられないのですよね。親に起こされて学校に行っていたのですけれども、学校に行くと、結構元気なんですよ。

今は保護者の方が、どんなことでも学校がなんとかしてくれると思っているような気がします。学校は知識なり、運動もそうですけど、そういう形であって、それ以外はやっぱり家庭教育や社会の問題だと思います。不登校についての保護者に対する教育なり、何か啓蒙なりをしたらいいのかとか、そういう親に対する教育のほうที่สำคัญな気がします。

教育長
石川委員

石川委員。

フリースクールに来るような方の親は関心があり、不登校への理解があって動いていると思いますが、そこに来ないでいる方へのアプローチはどうやってすればいいのか

わからない、と感じます。

教育長
高橋委員

高橋委員。

私の祖母が言っていたのは、今は親が子供に向き合う時間が少ないということです。昔はもっと忙しい中でも、親がこの子を教育するという意識が非常に強くて、戦時中とかの話ですが、祖父が単身赴任をしていますが、細々とお葉書とか手紙とかをしょっちゅう子供に書いたりとか教育的なことを教えたりしていましたが、今の親御さんとかは、私の偏見かもしれませんが、子供がいてもスマホを見ているなど、自分の子供について、もっと見守ってほしいというか、いろいろなことを教えてほしいなと思います。

不登校の子に対して、先生がその責任を持てるということはないと思うので、学校として、先生としてできることできないこと、家庭としてやらなくてはいけないこと、といったように線引きをして、親御さんに伝えたほうがいいのかと思います。

今日、福島先生と一緒に五中に行ってきました、その前にもいくつか小学校とかにも行かせていただきましたが、特別支援学級の数が増えていて、生徒さんに対して先生方がしっかり向き合っている感じが良かったです、本当に学校は大変になってきていると思いました。

教育は、学校の責任ではなくて本来ももとは、やっぱりまずは親の責任なのではないか、あるいはもっと地域とかで一緒に育てていく、そういう形をとらないと、学校現場も疲弊するし、子供たちも弱ってしまうと思います。

もっと鍛えていただきたいと思いますが、今はパワハラとかいろいろなことを言われますけれど、実際に失敗するという経験を積んでこないで社会人になると、ちょっと注意しただけ、あるいはちょっとできないだけで、すぐ落ち込んでしまう。それは小さい頃にそういう経験をしてこないで、その人が大人になったときに不幸ではないかな、と思います。

政治でも、誰一人取り残さないと言っていますが、なかなかできていない現状だと思いますし、取り残さないというよりも、子どもたち自身がついていくんだという意識をもつことができるようにしなくてはいけないのではないかと思います。会社をやっている人間として、不安を感じているところです。以上です。

教育長

委員の皆様、貴重な御意見ありがとうございました。

報告事項は以上となりますので、続いて次第の7番その他へ移ります。

その他の1番 土浦市民生委員推薦会委員の推薦について、教育総務課から説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課

——土浦市民生委員推薦会委員の推薦について説明——

教育長

よろしいでしょうか。石川委員、よろしくをお願いします。

石川委員

はい。

教育長

その他の2番 土浦市青少年問題協議会委員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課

——土浦市青少年問題協議会委員の委嘱について説明——

教育長 よろしいですか。
 続いて、3番 令和5年度土浦市立小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について、指導課から説明をお願いします。
 田上課長。

指導課 ー令和5年度土浦市立小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について説明ー
 教育長 よろしいでしょうか。
 続いて、その他の4番 本の通帳サービスの分館への拡充について、図書館から説明をお願いします。
 武藤館長。

図書館 ー本の通帳サービスの分館への拡充について説明ー
 教育長 よろしいでしょうか。
 続きまして、その他の5番 夏休みファミリーミュージアムの開催について、博物館、上高津貝塚から説明をお願いします。
 比毛副館長。

上高津貝塚 ー夏休みファミリーミュージアムの開催について説明ー
 教育長 よろしいでしょうか。それでは、本日の案件は以上となります。
 鈴木委員 先ほどの図書館の件で、よろしいでしょうか。
 教育長 鈴木委員、どうぞ。
 鈴木委員 本の通帳サービスを分館へ拡充することで、利用者は何割くらい増えると予想していますか。
 教育長 武藤館長。
 図書館 できれば2割、3割は目指したいと考えています。
 鈴木委員 私はロータリークラブのほうで通帳の寄附をさせていただいておりますので、話をしておきます。

教育長 高橋委員、どうぞ。
 高橋委員 利用状況について、中学生とか高校生が少ないのはなぜですか。
 図書館 最初は市内在住の小中学生が対象でしたが、市民の方からの要望も多くございまして、対象を0歳児から18歳以下の市内の高校に通う方を対象に発行しているのですが、高校生となりますと、図書館離れが著しくなり利用が少ないというのが現状です。
 高橋委員 アルカスには高校生が多くいると思うのですけれども、単にお勉強をしているだけで本は借りないということなのですかね。
 図書館 高橋委員のおっしゃるとおり、学習室の利用は多く、勉強をするために利用する高校生が大部分で、読書をするために利用する高校生は少ないというのが現在の状況です。
 高橋委員 わかりました。ありがとうございます。
 教育長 よろしいですか。
 それでは次第にはございませんが、学務課から報告をお願いします。

学務課 私のほうから、資料はご用意しておりませんが、本日学校給食におきまして、異物混入事故がございましたので、申し訳ございませんが、口頭にて報告をさせていただきたいと思います。
 本日の12時45分に新治学園義務教育学校、こちらの前期課程でございますが、3年

生のお子さんでございます。

本日の献立のスパゲッティの中に、金属片、長さ1.8センチ程度、幅が約1ミリ程度の針金状のものでございますが、そちらの混入がございました。

状況としましては、半分以上、給食を大分食べ進みまして、ほとんど食べ終わる直前で、口の中に違和感がある、異物があるということで、担任の先生の方に報告をしたということです。

他の児童さんはすべて食べ終わっておりまして、新治学園のその他の学級、こちらからも特に異物があったというような報告はございませんでした。

そして、口に入れてしまったお子さんですが、特にケガもなく、気分が悪いとかそういう状況でもございません。

参考までに、現在の給食センターのほうでは3献立、3ルートで給食の配送をしております。新治学園と同じグループの各学校に確認しましたところ、他の学校では特に異物がございませんでした。

それで、現在、保健所の立ち入りをしておりまして、原因の方は確認中ということで、まだはっきりした内容はわかってございません。

本日、各新聞社にプレスリリース、公表を予定しております。詳細につきましては後程、委員の皆様方にはメールにてお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

教育長
高橋委員

御意見や御質問はございますか。

針金状のものと説明がありましたが、金属片について特定はできるのですか。それとも、これはなんだろうといったものなのですか。

学務課

申し訳ありません、現時点におきましては、保健所の調査、場合によっては委託をかけている業者への確認などの必要がございますので、現時点でどういうものかという、はっきりとしたことを申し上げることはなかなか難しい状況でございます。

教育長

調査中ということで、以前も針金のようなものが混入したことが別の学校でありました。いろいろな原因が考えられますけれども、いずれにしても、調理の途中で混入されたのか、あるいはその他の事情もあるのかとか、犯人捜しみたいなことはしたくないのですが、いずれにしても保健所と一緒に調査を進めたいと思います。何より、子供たちが異物を飲み込むとかそういったことがなくてよかったです。引き続き注意をまいります。

それでは次回の定例会の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課
教育長

——次回の定例会日程等について案内——

ただいま7月定例会の日程について案内がございましたが、いかがでしょうか。

それでは、次回の定例会は7月25日火曜日の午後4時からとなります。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年6月の教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。